

下呂市告示第 162 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の規定により、次の施設を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認したので、子ども・子育て支援法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 2 年 7 月 28 日

下呂市長 山内 登

施設又は事業所の名称	所在地	提供者の名称	確認年月日	子ども・子育て支援施設等の種類
萩原北醫院 企業主導型保育所 くるすけ	下呂市萩原町羽根 41 番地	萩原北醫院 院長 大林秀成	令和 2 年 7 月 2 日	一時預かり事業